

元祿十四年參議中將綱紀卿尋問に付き書上ぐる輕卒由緒書に、福田忠右衛門寛永十八年に江戸定番足輕に被召抱、小鳥飼役被仰付、慶安二年病死。二代忠右衛門、慶安三年江戸より小松へ引越、小松にて小鳥飼役相勤。とあり。菅家見聞集に、正保二年陽廣公逝去の時殉死せし小笹善四郎は、御手廻組なり。此の人は寛永年中相撲の會盛なる時分、山城國鳥羽の里より被召出。とありて、三州志鍵邊餘考には、小笹善四郎は籠鳥など預け置かれし微臣なりといへり。又松雲公夜話録に、正保二年酉八月廿一日、御家督の御禮御三歳の時にて、大御奥へ清泰院様御同道にて御登城御禮被仰上。御太刀はおこわ殿披露也。其時分おこわ殿おひで殿とて出頭女中兩人あり。御七つまでは、度々御大奥へ御出被遊。御廣式箱壇杯に有之土間に、庭鳥多く籠に入れ有之。其内黑白まだらの鳥有之、御所望のよし御意候へば、右の女中衆、安き御用の由被申處、嚴有公未だ御幼少の時分にて、御秘藏の鳥ゆゑ、右庭鳥は上げられがたく、何に而も外に御望の鳥可被上との事に候へば、左候はゞ菊いたゞきを御望の旨被仰候へば、うそを籠に入被上候

處、是は菊いたゞきにてはなしと被仰候へば、右女中衆古をまき面目を失ひ、此上は若君様へ申上げ、私共白鳥を拜領仕可上とて、其後白鳥參り、則御飼置被遊。又嚴有公御實母の御部屋へも度々被爲入、鳩御數寄にて御飼置被遊けるに、御かいどりを御ひろげ被成、御庭の角の方へ御自身御おひ詰被成、一つがひ被進候事も有之よし、享保八年五月廿五日御意也。とあり。前顯の傳話共にて見れば、利常卿以來飼鳥をすかせられ、鳥飼役の者絶えず召置かれたるなるべし。綱紀卿入國し給ふ後も、飼鳥を好ませられしと見えて、改作所舊記に載せたる寛文三年六月算用場よりの達書に、御城中に白鳥御はなし置之處、切々鴻端へも參り、此頃一羽見えす。若鴻端之者共網にて捕不申哉、急度吟味可致と云々。また延寶六年八月改作奉行よりの達書に、御堂形之内御鳥部屋、御鳥飼之者可申斷云々。といふ事見たり。此の達書に據れば、綱紀卿の時の飼鳥は、堂形米倉の圍内に鳥部屋を建置かれ、鳥飼役の者共此所へ出で勤めたりし事知られけり。

○宗壽坊舊邸

宗壽坊は、堅町眞性坊小路に居たる眞性坊と同勤にて、金澤東照宮の中衆なり。貞享二年綱紀卿尋問に付き書出したる由來書如左。

由來就御尋申上候。

私儀、正保元年甲申之正月松壽院代中衆に被申付、東照權現御神前香花・燈明掃除等仕候。其上兩御佛殿、右之通毎月御命日に罷出相勤申候。今年迄四十三年に罷成申候。私居屋敷地子地に居住仕申候。

貞享二年九月十七日

犀川小鳥屋町中衆宗壽

右東照宮御神前燈明掃除等仕中衆由來相尋、書付出候に付、帳面に記上之候。以上。

貞享二年九月十八日

金澤卯辰天台宗西養寺 印判

按するに、堅町眞性坊小路に居住せし眞性坊は、宗壽坊と同勤なりしが、眞性坊は修驗派山伏といひ傳ふれば、宗壽坊も山伏ならんか。菅家見聞集に、寛文元年大猷院殿靈堂造營、掃除坊主宗壽坊、眞教坊各天台宗坊主にて妻帯也。とある眞教坊は、眞性坊の書損なるべし。神護寺の日

記に、金澤東照宮の詰番に、山伏の内より人撰して交番せしめたるよし見ゆれば、菅家見聞集に天台宗の坊主とあるは、過聞なるべし。扱右中衆といふ者、後には絶えたりしかど、其の年曆は未だ詳かならず。町會所留記に載せたる、正徳元年十一月醫師長谷川學峰の山緒書に、越前三國祇園の別當山伏常福院の嫡子之處、元祿十五年當地神護寺の中衆堅町眞乘坊方へ掣養子に罷越、神護寺へ相勤。とあり。されば元祿以後も中衆といふもの居たりしこと知られけり。思ふに、明治二年神佛混淆御廢止に付き、神護寺を廢せられ、天和三年以來東照宮の役僧を勤來りし天台宗出雲寺の任職復飾して、東照宮の神職と成り、又復飾せる山伏十名を撰擧して神役とし、各米廿俵宛藩主より賜はりたり。是いにしへの中衆にひとし。然れども幾程なく廢藩置縣と成り、彼の神役を廢し、神職をば祠掌に任せられ、村社に列せられ、社號も尾崎神社と改稱せられけり。

○犀川荒町

元祿九年の地子肝煎裁許附に、犀川荒町・いろこ町・牛右衛門橋町と並び載せたり。荒町と云ふ町名は、木、新保と兩所